

# 公益財団法人中国残留孤児援護基金

平成26年4月1日

## 顧問の報酬並びに費用に関する支給基準

### (目的及び意義)

第1条 この基準は、公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「この法人」という。）の定款第36条第4項の規定に基づき、顧問の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 この法人は、顧問の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 顧問の報酬は、本基準に定める本俸、通勤手当とする。
- 3 顧問の報酬は、その月の1日より末日までの分を1月分として、翌月の6日に支払う。この場合は、支給日が休日に当たるとき、その他特別の事情があるときは、繰り上げて支払うことができる。

### (本俸月額)

第3条 顧問には、顧問俸給表（別表）に基づき本俸を支給する。

- 2 各々の本俸月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 3 一月の勤務日数は8日間とする。
- 4 勤務日数が8日に満たない月においては、本俸月額を8で除した額を出勤日数に応じて支給する。
- 5 所定の勤務日数を超える場合は、報酬として本俸月額に1日当たり10,000円を加算する。

### (通勤手当)

第4条 通勤手当については、職員給与規程を準用し算出のうえ、出勤日数に応じて支給する。

### (費用)

第5条 この法人は、顧問がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、支払うことができる。

- 2 顧問には、出張に要する旅費を、旅費規程に準じ支給する。
- 3 理事会に出席する場合の旅費については、前項によらず、理事会及び評議員会の開催

地が顧問の居住地より片道50キロメートル以上の行程の場合に限り、日当を除いた旅費を支給し、片道50キロメートル未満の場合は支給しない。

(端数の処理)

第6条 この基準の各条項により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(改廃)

第7条 この基準の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 月毎の勤務日や出勤時間等の細部事項は、理事長と顧問との個別の雇用契約事項において定めるものとする。

## 附 則

- 1 この基準は公益財団法人への移行の登記の日から実施する。  
(平成23年10月3日)
- 2 この基準は平成24年4月1日から実施する。
- 3 この基準は平成26年4月1日から実施する。

(別表) 顧問俸給表

号俸	月額(円)
顧1号	100,000
顧2号	120,000
顧3号	140,000
顧4号	160,000
顧5号	180,000
顧6号	200,000

※ 一月の勤務日は8日であり、これを超えた場合は1日につき1万円を加算する。また、下回る場合は、本俸月額を8で除した額を出勤日数に応じて支給する。